

広島県告示第九百九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
東深津地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十六年六月五日広島県告示第四百四十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号及び二号は「告示」で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
福山市	東深津町一丁目			四一九番	標柱一号及び四号
				二二六六番	標柱二号
	東深津町七丁目			二二六九番	標柱三号